

委託規程の新旧対照表
(傍線は変更部分)

新	旧																																								
<p>(使用料の分配)</p> <p>第10条 甲は、乙の指定により、乙又は乙の指定した者あるいはその双方に対して、徴収した使用料から第6条の管理手数料を控除した額を、分配する。</p> <p>なお、甲は、著作権利用許諾契約書、利用者から提出される著作物の利用明細報告書、外国著作権管理団体から送付される分配明細書、その他これらに準ずる著作権の利用状況を記載した資料に基づき、分配する使用料を算出するものとする。</p> <p>2 分配期及び分配対象の使用料(各分配期において分配の対象となる使用料)は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>分配期</th> <th>分配対象使用料(徴収期間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1月1日から3月末日までに徴収した使用料</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>4月1日から6月末日までに徴収した使用料</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>7月1日から9月末日までに徴収した使用料</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>10月1日から12月末日までに徴収した使用料</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>分配期</th> <th>録音使用について年間の許諾契約を締結したレコード及びビデオグラムに係る使用料(使用期間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1月1日から3月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>4月1日から6月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>7月1日から9月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>10月1日から12月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料</td> </tr> </tbody> </table>	分配期	分配対象使用料(徴収期間)	6月	1月1日から3月末日までに徴収した使用料	9月	4月1日から6月末日までに徴収した使用料	12月	7月1日から9月末日までに徴収した使用料	3月	10月1日から12月末日までに徴収した使用料	分配期	録音使用について年間の許諾契約を締結したレコード及びビデオグラムに係る使用料(使用期間)	6月	1月1日から3月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料	9月	4月1日から6月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料	12月	7月1日から9月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料	3月	10月1日から12月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料	<p>(使用料の分配)</p> <p>第10条 甲は、乙の指定により、乙又は乙の指定した者あるいはその双方に対して、徴収した使用料から第6条の管理手数料を控除した額を、分配する。</p> <p>なお、甲は、著作権利用許諾契約書、利用者から提出される著作物の利用明細報告書、外国著作権管理団体から送付される分配明細書、その他これらに準ずる著作権の利用状況を記載した資料に基づき、分配する使用料を算出するものとする。</p> <p>2 分配期及び分配対象の使用料(各分配期において分配の対象となる使用料)は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>分配期</th> <th>分配対象使用料(徴収期間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1月1日から3月<u>31</u>日までに徴収した使用料</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>4月1日から6月<u>31</u>日までに徴収した使用料</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>7月1日から9月<u>31</u>日までに徴収した使用料</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>10月1日から12月<u>31</u>日までに徴収した使用料</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>分配期</th> <th>録音使用について年間の許諾契約を締結したレコード及びビデオグラムに係る使用料(使用期間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1月1日から3月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>4月1日から6月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>7月1日から9月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>10月1日から12月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料</td> </tr> </tbody> </table>	分配期	分配対象使用料(徴収期間)	6月	1月1日から3月 <u>31</u> 日までに徴収した使用料	9月	4月1日から6月 <u>31</u> 日までに徴収した使用料	12月	7月1日から9月 <u>31</u> 日までに徴収した使用料	3月	10月1日から12月 <u>31</u> 日までに徴収した使用料	分配期	録音使用について年間の許諾契約を締結したレコード及びビデオグラムに係る使用料(使用期間)	6月	1月1日から3月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料	9月	4月1日から6月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料	12月	7月1日から9月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料	3月	10月1日から12月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料
分配期	分配対象使用料(徴収期間)																																								
6月	1月1日から3月末日までに徴収した使用料																																								
9月	4月1日から6月末日までに徴収した使用料																																								
12月	7月1日から9月末日までに徴収した使用料																																								
3月	10月1日から12月末日までに徴収した使用料																																								
分配期	録音使用について年間の許諾契約を締結したレコード及びビデオグラムに係る使用料(使用期間)																																								
6月	1月1日から3月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料																																								
9月	4月1日から6月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料																																								
12月	7月1日から9月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料																																								
3月	10月1日から12月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料																																								
分配期	分配対象使用料(徴収期間)																																								
6月	1月1日から3月 <u>31</u> 日までに徴収した使用料																																								
9月	4月1日から6月 <u>31</u> 日までに徴収した使用料																																								
12月	7月1日から9月 <u>31</u> 日までに徴収した使用料																																								
3月	10月1日から12月 <u>31</u> 日までに徴収した使用料																																								
分配期	録音使用について年間の許諾契約を締結したレコード及びビデオグラムに係る使用料(使用期間)																																								
6月	1月1日から3月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料																																								
9月	4月1日から6月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料																																								
12月	7月1日から9月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料																																								
3月	10月1日から12月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料																																								

委託規程の新旧対照表
(傍線は変更部分)

<p>(業務用通信カラオケの分配)</p> <p>第12条 業務用通信カラオケに関する利用許諾について、分配の対象となる使用料は、各著作物が利用可能な状態にある端末装置数に基づく分配金(以下「端末台数分配金」という。)と、各著作物の利用回数に基づく分配金(以下「利用回数分配金」という。)に区分して、計算する。</p> <p>(インタラクティブ配信の分配の計算方法)</p> <p>第13条 インタラクティブ配信の各著作物に対する分配は、次の各号に掲げる算式により算出し、分配する。</p> <p>(1) 曲別使用料(なお、ダウンロード形式、ストリーム形式を問わず、1曲1リクエスト当りの単価に総リクエスト回数を乗じて、著作物単位に請求額を算出できるも</p>	<p>(インタラクティブ配信の分配)</p> <p>第12条 <u>インタラクティブ配信に関する利用許諾について、分配の対象となる使用料は、各著作物が送信可能な状態に置かれたことに対する分配金(以下「送信可能化分配金」という。)</u>と、各著作物を現実に送信したことに対する分配金(以下「利用回数分配金」という。)に区分して、計算する。</p> <p>2 <u>分配の対象となる使用料の配分比率は、ダウンロード形式においては、送信可能化分配金を10%、利用回数分配金を90%とし、ストリーム形式においては、送信可能化分配金を30%、利用回数分配金を70%とする。</u></p> <p>3 <u>著作物の使用状況等から、前項により難しい場合は、甲は、別の配分比率を定めることができる。</u></p> <p>(業務用通信カラオケの分配)</p> <p>第12条の2 業務用通信カラオケに関する利用許諾について、分配の対象となる使用料は、各著作物が利用可能な状態にある端末装置数に基づく分配金(以下「端末台数分配金」という。)と、各著作物の利用回数に基づく分配金(以下「利用回数分配金」という。)に区分して、計算する。</p> <p>(インタラクティブ配信の分配の計算方法)</p> <p>第13条 インタラクティブ配信の各著作物に対する分配は、次の各号に掲げる算式により算出し、分配する。</p> <p>1. 曲別使用料(なお、ダウンロード形式、ストリーム形式を問わず、1曲1リクエスト当りの単価に総リクエスト回数を乗じて、著作物単位に請求額を算出でき</p>
--	---

委託規程の新旧対照表
(傍線は変更部分)

<p>の、<u>その他著作物単位に請求額を算出できるものをいう。</u>)</p> <p><u>1曲1リクエスト当りの単価 × 当該著作物のリクエスト回数</u></p> <p>(2)包括使用料 (<u>(1)によることができないもの</u>)</p> <p><u>包括使用料 × $\frac{\text{当該著作物のリクエスト回数}}{\text{総リクエスト回数}}$</u></p> <p>リクエスト回数の報告がない場合は、<u>次項の定めによる。</u></p>	<p>るもの及び1曲当りの単価に使用期間を乗じて著作物単位に請求額を算出できるものをいう。)</p> <p>(1) <u>送信可能化分配金</u></p> <p><u>送信可能化分配金 × $\frac{1}{\text{全使用著作物数}}$</u></p> <p>(2) <u>利用回数分配金</u></p> <p><u>利用回数分配金 × $\frac{\text{当該著作物の請求額}}{\text{請求額}}$</u></p> <p>2. <u>包括使用料 (1)によることができないもの)</u></p> <p>(1) <u>送信可能化分配金</u></p> <p><u>送信可能化分配金 × $\frac{1}{\text{全使用著作物数}}$</u></p> <p>(2) <u>利用回数分配金</u></p> <p><u>利用回数分配金 × $\frac{\text{当該著作物のリクエスト回数}}{\text{総リクエスト回数}}$</u></p> <p>リクエスト回数の報告がない場合は、</p> <p><u>利用回数分配金 × $\frac{1}{\text{全使用著作物数}}$</u></p>
---	--

委託規程の新旧対照表
 (傍線は変更部分)

<p>2 著作物の使用状況等から、前項により難しい場合は、甲は、別の分配計算を定めることができる。</p> <p>(合意管轄)</p> <p>第23条 甲と乙は、本約款及び管理委託契約に関して紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。</p> <p>附則 本約款は、文化庁長官が届出を受理した日から実施する。</p> <p>附則 本約款は、平成17年10月1日より改訂する。</p> <p>附則 本約款は、平成18年10月1日より改訂する。</p> <p>附則 本約款は、平成19年4月13日より改訂する。</p> <p>附則 本約款は、平成20年1月1日より改訂する。</p> <p>附則 本約款は、平成20年10月1日より改訂する。</p> <p>附則 本約款は、平成21年4月1日より改訂する。</p>	<p>2 著作物の使用状況等から、前項により難しい場合は、甲は、別の分配計算を定めることができる。</p> <p>(合意管轄)</p> <p>第23条 甲と乙は、本約款及び管理委託契約に関して紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。</p> <p>附則 本約款は、文化庁長官が届出を受理した日から実施する。</p> <p>附則 本約款は、平成17年10月1日より改訂する。</p> <p>附則 本約款は、平成18年10月1日より改訂する。</p> <p>附則 本約款は、平成19年4月13日より改訂する。</p> <p>附則 本約款は、平成20年1月1日より改訂する。</p> <p>附則 本約款は、平成20年10月1日より改訂する。</p>
--	--